

組合員証等の新規交付が 終了しました。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い令和6年12月2日以降の組合員証及び被扶養者証の新規交付及び再発行が終了となりました。今後の取扱いについては、下表のとおりとなります。

資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナ保険証の比較表

参考に
してね!



名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法	有効期限
(※1) 資格情報のお知らせ	A4普通紙 白色	組合員及び 被扶養者の全員に 送付	カードリーダーが 使用できない 医療機関等を 受診するとき等	マイナ保険証と 併せて医療機関 等に提示	なし
【各自が任意で取得】 マイナ保険証	マイナンバー カード	マイナンバー カード取得後に、 健康保険証の 利用登録を行う	カードリーダーが 設置されている 医療機関等を 受診するとき	医療機関等に 設置されている カードリーダーで 読み取り	なし 〔マイナンバー カードの更新 手続あり〕
令和7年12月1日までに送付予定 資格確認書(※2)	縦128mm 横 91mm →はがき大 白緑色 上質紙(特厚口)	マイナ保険証を お持ちでない方に 有効期限付で交付	マイナ保険証を お持ちでない方が、 医療機関等を受診 するとき	医療機関等に 提示	・任期期間が 定められている 場合は、 その最終日まで ・上記以外は 交付日から5年
被扶養者証 組合員証及び	カード型	令和6年12月1日 までの資格取得者 に交付済	医療機関等を 受診するとき	医療機関等に 提示	令和7年 12月1日まで

※1 令和6年12月1日以前に組合員の資格を取得した場合、又は被扶養者の認定を受けた場合は、既に交付済です。

令和6年12月2日以降に組合員の資格を取得した場合、又は被扶養者の認定を受けた場合は、その都度交付します。

※2 令和6年12月2日以降に組合員の資格を取得した場合、又は被扶養者の認定を受けた場合で、マイナ保険証の利用登録を行っていない者にその都度交付します。